

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日および令和元年10月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度河内町一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

103,405 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国 県 支出金	その他		うち地方消費税交付金の社会保障財源化分
社会保険	国民健康保険	60,452	42,179	0	18,273	3,563
	介護保険	404,297	362,136	0	42,161	8,222
	後期高齢者医療	156,972	23,252	0	133,720	26,077
社会福祉	児童福祉	381,820	99,869	8,075	273,876	53,409
	老人福祉	6,473	0	0	6,473	1,262
	障害者福祉	8,059	7,005	0	1,054	206
	医療福祉	40,357	18,779	0	21,578	4,208
保健衛生	保健総務	9,275	0	0	9,275	1,809
	母子健康指導	3,414	116	0	3,298	643
	疾病予防	16,426	0	0	16,426	3,203
	健康づくり	4,124	0	0	4,124	803
合計		1,091,669	553,336	8,075	530,258	103,405

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。